

中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及び ます並びにこれらの調製品の2号承認制移行について

輸入注意事項3第6号(3.4.22)

改正①輸入注意事項 9第13号(9.10. 2) ②輸入注意事項12第95号(12.12.26)
③輸入注意事項14第23号(14. 5.17) ④輸入注意事項23第18号(23. 8.26)

平成3年4月22日付け通商産業省告示第147号(輸入公表の一部を改正する告示)により
上記貨物の輸入については平成3年4月25日以降2号承認制に移行することとなりました。

このため、平成3年4月25日以降の当該貨物の輸入については、平成3年4月24日までに
関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第52条第1項の規定による蔵入承認申請書又
は同法第62条において準用する同法第52条第1項に規定する移入承認申請書が受理され
ていない場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づく経済産業大臣の輸入
の承認を受けてください。

なお、2号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課の確認を受けてくだ
さい。